

高知県スポーツ推進交付金交付要綱 新旧対照表

新

旧

高知県スポーツ推進交付金交付要綱	高知県スポーツ推進交付金交付要綱
第1条 略 (交付目的) 第2条 県は、スポーツ施設等の充実に向けた市町村の取組を支援し、<u>スポーツツーリズムの推進による地域経済の活性化及び</u>競技力の向上を図ることを目的として、予算の範囲内で交付金を交付する。 (交付金額の算定対象となる事業) 第3条 交付金額の算定対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、市町村が<u>スポーツツーリズムの推進による地域経済の活性化及び</u>競技力の向上を図ることを目的として行う事業であって、別表に<u>掲げる要件等を満たす事業</u>とする。 (交付金の交付期間) 第4条 交付金を交付する期間は、交付金事業が完了した年度の翌年度<u>から5年</u>とする。<u>また、</u>交付金事業が複数年度にわたる<u>場合</u>は、事業が完了した各年度の翌年度<u>から交付</u>する。 <u>(交付事業者、交付金算定対象経費、交付金額及び交付限度額)</u> 第5条 <u>交付事業者、交付金算定対象経費、交付金額及び交付限度額は、別表に定めるとおりとする。</u>	第1条 略 (交付目的) 第2条 県は、スポーツ施設等の充実に向けた市町村の取組を支援し、競技力の向上<u>及びスポーツツーリズムの推進等</u>を図ることを目的として、予算の範囲内で交付金を交付する。 (交付金額の算定対象となる事業) 第3条 交付金額の算定対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、市町村が競技力の向上<u>及びスポーツツーリズムの推進等</u>を図ることを目的として行う事業であって、別表に<u>定めるもの</u>とする。 (交付金の交付期間) 第4条 交付金を交付する期間は、交付金事業が完了した年度の翌年度とする。ただし、交付金事業が複数年度にわたる<u>とき</u>は、事業が完了した各年度の翌年度とする。

高知県スポーツ推進交付金交付要綱 新旧対照表

新

旧

(交付金の使途) 第<u>6</u>条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。 (1)～(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>スポーツツーリズムの推進及び競技力の向上に資するものとして知事が必要であると認める事業</u> (4) <u>前3号に関わらず、第16条第2項に基づき行うフォローアップの結果、整備後3年間における施設の入込客数等の実績が交付金事業により設定した数値目標を概ね20%以上下回ることが見込まれる場合は、入込客数の増加に資する事業など数値目標を達成するために必要な経費に指定することができる。</u> (交付金事業の採択等) 第<u>7</u>条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金事業を実施する前に別記第1号様式による<u>交付金事業採択申請書に必要な書類を添えて</u>、知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項に規定する<u>書類</u>の提出があった場合には、<u>知事が別に定める審査会に諮り、審査会の意見を踏まえて、交付金事業の採択の可否について決定を行うものとする。</u> <u>3</u> 採択の決定を行ったときは、当該提出市町村にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合は理由を付して、当該提出市町村にその旨を通知するものとする。 <u>4</u> 市町村は、前項の規定により採択を受けた<u>交付金事業</u>の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による事業実施計画	(交付金の使途) 第<u>5</u>条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。 (1)～(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>競技力の向上及びスポーツツーリズムの推進等</u>に資するものとして知事が必要であると認める事業 (交付金事業の採択等) 第<u>6</u>条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金事業を実施する前に別記第1号様式による<u>事業実施計画書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。</u> 2 知事は、前項に規定する<u>事業実施計画書</u>の提出があった場合には、<u>事業実施計画の内容が適当であると認め、採択の決定を行ったときは、当該提出市町村にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合は理由を付して、当該提出市町村にその旨を通知するものとする。</u> <u>3</u> 市町村は、前項の規定により採択を受けた<u>事業実施計画書</u>の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による事業実施
---	---

高知県スポーツ推進交付金交付要綱 新旧対照表

新

旧

変更書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 <u>5</u> 第<u>3</u>項の手続きは、前項の交付金事業実施計画変更書の場合について準用する。 (交付金の交付の申請) 第<u>8</u>条 交付金の交付を受けようとする市町村は、別記第3号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。 (交付金の交付の決定) 第<u>9</u>条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。 2 略 (交付金の交付の条件) 第<u>10</u>条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) <u>交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第4号様式による交付金事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。</u> (2) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に交付金事業廃止(中止)承認申請書(別記第<u>5</u>号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。 (3) 交付金事業の収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。 (4) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって	計画変更書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 <u>4</u> 第<u>2</u>項の手続きは、前項の事業実施計画書の内容の変更の場合について準用する。 (交付金の交付の申請) 第<u>7</u>条 交付金の交付を受けようとする市町村は、別記第3号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。 (交付金の交付の決定) 第<u>8</u>条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。 2 略 (交付金の交付の条件) 第<u>9</u>条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に交付金事業廃止(中止)承認申請書(別記第<u>4</u>号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。 (2) 交付金事業の収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。 (3) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって
--	--

高知県スポーツ推進交付金交付要綱 新旧対照表

新

旧

管理し、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。 (5) 取得財産のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等（この条において「取得財産等」という。）とし、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。 2 略 （交付金の変更） 第11条 市町村は、交付の決定を受けた交付金事業について、次に掲げるいずれかの重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 (1)～(2) 略 （交付金の交付の変更決定） 第12条 知事は、前条の規定による変更交付申請が適当であると認めたときは、当該市町村に通知するものとする。 <u>(交付金事業の繰越しの承認の申請)</u> <u>第13条 交付事業者は、交付金の交付の決定があった年度内に事業を</u>	管理し、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。 (4) 取得財産のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等（この条において「取得財産等」という。）とし、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。 2 略 （交付金の変更） 第10条 市町村は、交付の決定を受けた交付金事業について、次に掲げるいずれかの重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 (1)～(2) 略 （交付金の交付の変更決定） 第11条 知事は、前条の規定による変更交付申請が適当であると認めたときは、当該市町村に通知するものとする。
--	---

高知県スポーツ推進交付金交付要綱 新旧対照表

新

旧

完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 交付事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第7号様式による交付金事業繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付金の実績報告等)

第14条 市町村は、交付金の交付期間の翌年度の5月31日（交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに実績報告書（別記第7号様式）又は交付金事業が複数年度にわたるときについては、年度実績報告書（別記第8号様式）等を知事に提出しなければならない。

(交付金の請求)

第15条 交付金の支払を受けようとする市町村は、第13条の規定により交付すべき交付金が確定した後に、別記第8号様式による請求書を支払を受ける年度ごとに知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告、事業成果のフォローアップ等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し交付金事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、交付事業者は知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

2 交付事業者及び事業実施主体は、交付金事業実施年度の翌年度から5年間以上、事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

(交付金の実績報告等)

第12条 市町村は、交付金の交付期間の翌年度の4月30日（交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに実績報告書（別記第6号様式）又は交付金事業が複数年度にわたるときについては、年度実績報告書（別記第7号様式）等を知事に提出しなければならない。

(交付金の請求)

第13条 交付金の支払を受けようとする市町村は、第12条の規定により交付すべき交付金が確定した後に、別記第8号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し交付金事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

高知県スポーツ推進交付金交付要綱 新旧対照表

新

旧

3 知事は、必要があると認めたときは、市町村に対し、前項に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、市町村は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(グリーン購入)

第 17 条 市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達するときは、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 18 条 交付金事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 13 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 10 条第1項第3号から第5号、第 10 条第2項及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(グリーン購入)

第 15 条 市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達するときは、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 交付金事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条第1項第2号から第4号、第9条第2項及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

高知県スポーツ推進交付金交付要綱 新旧対照表

新

旧

附 則 1 この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>1 この要綱は、令和 7 年 3 月 12 日から施行する。</u>	附 則 1 この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
--	---

別表（第3条、 <u>第5条</u> 関係）			
<u>交付事業者</u>	交付金 <u>算定対象経費</u> （注1）	交付金額	交付金事業費限度額
<u>市町村</u>	市町村が行う以下の要件に全て該当する施設の整備費（設計費、設備整備費及び備品購入費を含む。ただし、国費相当額を除く。） ①高知県スポーツ推進計画及び高知県産業振興計画地域アクションプランに位置づけられたもの ②<u>当該競技において、県内の拠点となる施設として、スポーツツーリズムの推進や競技力の向上に資するもの</u> ③<u>市町村の総合戦略等へ位置づけられたもの</u> ④<u>全国規模の大会の誘致が可能なもの</u> ⑤<u>施設来場者が年間で概ね3万人以上見込めるもの</u> 備品購入費は、施設とあわせて整備する場合のみ対象とし、当該施設の通常の利用において、社会通念上一体的に必要なとされる備品とする。	過疎対策事業債等（過疎地域の市町村にあっては過疎対策事業債を、過疎地域以外の市町村にあっては地域活性化債をいう（<u>辺地対策事業債</u>、又は国の<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金</u>を充当する場合に限り一般補助施設整備等事業債（補正予算に伴うもの）も可）。以下同じ。）の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額とする。 交付金額は、交付金<u>算定対象経費</u>に過疎対策事業債等を充当したものとして算定し、また、過疎対策事業債等の対象外の備品購入費がある場合でも、最も有利な過疎対策事業債等を充当したものとして算定するものとする。 なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする	事業費の上限額 600,000 千円

(注1)交付金算定対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

1 用地の取得及び整地に要する経費（施設整備の際に、主たる施設等の整備と一体的に行う整地に要する経費を除く。）

2 既存の施設、設備等の撤去、処分等に要する経費（撤去等を行わなければ施設等の新設又は改修ができない場合を除く。）

3 職員の人件費

4 既存施設の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの

5 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費

6 1から5までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費

別表（第3条関係）		
交付金事業費	交付金事業費限度額	交付金額
市町村が行う以下の要件に全て該当する施設の整備費（設計費、設備整備費及び備品購入費を含む。ただし、国費相当額を除く。） ①高知県スポーツ推進計画及び高知県産業振興計画地域アクションプランに位置づけられたもの ②<u>競技力の向上を主たる目的とするもの</u> ③<u>プロスポーツやアマチュアスポーツのキャンプや大会・合宿誘致、さらにはスポーツを楽しむ人の誘客など、スポーツツーリズムの推進につながるもの</u> 備品購入費は、施設とあわせて整備する場合のみ対象とし、当該施設の通常の利用において、社会通念上一体的に必要なとされる備品とする。	事業費の上限額 600,000 千円	過疎対策事業債等（過疎地域の市町村にあっては過疎対策事業債を、過疎地域以外の市町村にあっては地域活性化債をいう（<u>辺地対策事業債</u>、又は国の<u>地方創生拠点整備交付金</u>を充当する場合に限り、一般補助施設整備等事業債（補正予算に伴うもの）も可）。以下同じ。）の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額とする。 交付金額は、交付金事業費に過疎対策事業債等を充当したものとして算定し、また、過疎対策事業債等の対象外の備品購入費がある場合でも、最も有利な過疎対策事業債等を充当したものとして算定するものとする。 なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする

新
別記
第 1 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県スポーツ推進交付金事業採択申請書

高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、別紙実施計画書を提出します。

記

1 事業計画額 円

2 添付書類

採択申請時に必要な提出書類	必須要件
<u>採択申請書（第 1 号様式）</u> <u>（1）事業概要書（別紙 1）</u> <u>（2）総事業費の内訳（別紙 2）及び経費積算明細書（参考様式 1）</u> <u>（3）事業計画書（別紙 3）及び事業計画書別紙（参考様式 2）</u> <u>（4）積算根拠書類（経費内容の確認できる見積り、カタログ、仕様書等）</u> <u>（5）工事の概要が分かる資料・図面、工程表、位置図、平面図、土地登記簿謄本の写し、土地等の賃貸借契約書の写し等の必要書類</u> <u>（6）事業実施主体が整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者の概要が分かる資料</u>	<u>①基本構想・事業戦略の作成</u> <u>②集客計画の作成</u> <u>③大会等誘致計画の作成</u> <u>④地域産業振興監の意見書（別紙 4）</u>

旧
別記
第 1 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

年度高知県スポーツ推進交付金の交付申請に係る事業実施計画書

高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、事業実施計画書を提出します。

記

1 事業計画額 円

2 添付書類
別紙 高知県スポーツ推進交付金事業実施計画書

新

別紙 1

高知県スポーツ推進交付金事業概要書

市町村名						
事 業 名						
スポーツ推進計画、地域アクションプラン及び市町村総合戦略等への位置づけ						
現 状 及 び 課 題	※地域、施設又は競技の現状及び課題を簡潔に記入してください。					
事 業 目 的	※上記課題を踏まえた上での本事業の目的及び必要性を簡潔に記入してください。					
事 業 内 容	＜整備内容＞※整備の必要性、効果、将来の活用方法等を簡潔に記入してください。 ＜成果目標＞※整備後5年間の数値を記入してください。					
予算議決時期		年 月 （予定）				
総事業費	交付金算定対象事業費	財 源 内 訳				交付金算定対象外経費
		一般財源	地方債	交付金	その他	
円	円	円	円	円	円	円
交付金算定対象事業費の内訳		設計費： 円 整備費： 円 備品購入費： 円				
事業実施予定期間		年 月 日 から 年 月 日まで				
担当課・担当者 職・氏名等		（電話番号： ）				

旧

別紙

高知県スポーツ推進交付金事業実施計画書

市町村名						
事 業 名						
地域（施設）の現状及び課題						
事 業 目 的						
事 業 内 容						
高知県スポーツ推進計画及び高知県産業振興計画地域アクションプランへの位置付け						
（注）競技力の向上及びスポーツツーリズムの推進等に寄与するものか、等を記入してください。						
予算議決時期		年 月 （予定）				
総事業費	交付金算定対象事業費	財 源 内 訳				交付金算定対象外経費
		一般財源	地方債	交付金	その他	
円	円	円	円	円	円	円
交付金算定対象事業費の内訳		設計費： 円 整備費： 円 備品購入費： 円				
事業実施予定期間		年 月 日 から 年 月 日まで				
担当課・担当者 職・氏名等		（電話番号： ）				

※「スポーツ施設を核とした競技力の向上及びスポーツツーリズムの推進等に関する計画書」を添付すること。

別紙2
総事業費の内訳

(単位：円)			
内 容	積算根拠	金 額	うち 交付金算定 対象経費
合計			

(注) 経費積算明細書（参考様式1）及び根拠資料（見積書、カタログ等）を添えてください。

事業計画書

1 事業の具体的な内容

- 本事業を実施するに至った背景及び経緯並びに本事業の目的、必要性、内容（既に着手している場合は、進捗状況）、特徴等を記載
 - ※整備目的を箇条書き等で具体的に説明
 - ※事業内容及び整備概要を分かりやすく説明した地図、図面、資料等を添付
 - ※事業全体の実施スケジュールを添付（整備完了まで及び整備後5年程度）
- 審査要領に定める「評価表」の各項目に従い、適切な内容となっているかを確認すること
 - ・「事業計画が適切なものであること」の項目

2 事業の実施体制等について

- 審査要領に定める「評価表」の各項目に従い、適切な内容となっているかを確認すること
 - ・「事業実施体制が整っていること」の項目

3 事業計画の具体性、目標設定及び費用対効果

- 審査要領に定める「評価表」の各項目に従い、適切な内容となっているかを確認すること
 - ・「適切な事業計画となっていること」の項目（特に収支計画を含めた費用対効果）
 - ※参考様式2等により、目標を明記したものを添付

4 必須要件

①基本構想、事業戦略

- 基本構想又は事業戦略に必要な事項が定められているかに留意（「評価表」の評価基準を参考にして記入）
※基本構想、事業戦略は別途添付
- 参考様式3等を活用し、事業の執行に必要な要素の整理検証をすること。

②集客計画

- 以下の内容について記入又は別途資料を添付（「評価表」の評価基準を参考にして記入）
 - ・年間概ね3万人の施設来場者をどのように達成するかを具体的に記載
（通常の利用や大会・イベントにおける来場者数等、内訳を記載）
 - ・集客に向けたプロモーション計画
- 留意事項
 - ・スポーツ推進計画及び地域アクションプランとも連動した計画を作成し、整備以降のPDCAに反映すること

③大会等誘致計画

- 以下の内容について記入又は別途資料を添付（「評価表」の評価基準を参考にして記入）
 - ・既存大会等の誘致や新規大会等の開催に向けた計画
（主体・時期・手法・手段等が明確な計画となっているか）
 - ・集客に向けたプロモーション計画
- 留意事項
 - ・参考様式3等を活用し、5W1H等を明確にすること

5 妥当性

- 下記の該当項目に○印を付し、各項目の下に内容を記載
※ア及びイは必須。ウ、エ若しくはオ又はカのいずれか2つ以上を満たすこと（エとオは両方○でも1つとカウント）

（ ）ア 知名度、発信力及び話題性（既に全国的な知名度があること又は事業の実施により全国的な発信力及び話題性が見込めること）

＜具体的な内容＞

（ ）イ 地域への経済波及（宿泊、食事、雇用等、地域の産業への経済波及効果が認められること）

＜具体的な内容＞

()ウ 交通の利便性（主要幹線道路及び二次交通の結節点の近くにある等、交通の利便性が高いこと）
＜具体的な内容＞

()エ 受入態勢（大会・イベント時における収容可能人数など、受入体制が十分に備わっていること。また、駐車場が十分に整備されていること）
＜具体的な内容＞

()オ 営業日（概ね年間を通じて利用することができること（週休１日程度での運営等））
＜具体的な内容＞

()カ その他（スポーツツーリズムの推進や競技力の向上につながる特別な取組を行っているもの）
＜具体的な内容＞

6 地域産業振興監の意見書及び課題に対する対策

○地域産業振興監との協議の中での課題点、留意点等、また、それらに対する対策等について記入
※意見書（別紙４）は別途添付

新

旧

別紙4

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県産業振興推進部地域産業振興監
(地域担当)

高知県スポーツ推進交付金交付金事業に対する意見書

記

1 事業名

2 交付事業者（事業実施主体）名

3 意見

新

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県スポーツ推進交付金事業実施計画変更書

年 月 日付け 第 号で採択を受けました高知県スポーツ推進交付金に係る事業実施計画について、下記のとおり変更したいので高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
※第 1 号様式の別紙 1「事業概要書」等により、変更点が分かるよう記載したものを提出してください。

旧

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

年度高知県スポーツ推進交付金の交付申請に係る事業実施計画変更書

年 月 日付け 第 号で採択を受けました高知県スポーツ推進交付金に係る事業実施計画について、下記のとおり変更したいので高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
別紙 高知県スポーツ推進交付金事業実施計画変更書

新

旧

別紙

高知県スポーツ推進交付金事業実施計画変更書

市町村名						
事業名						
地域（施設）の現状及び課題						
事業目的						
事業内容						
高知県スポーツ推進計画及び高知県産業振興計画地域アクションプランへの位置付け						
(注) 競技力の向上及びスポーツツーリズムの推進等に寄与するものか、等を記入してください。						
予算議決時期		年 月 (予定)				
総事業費	交付金算定対象事業費	財 源 内 訳				交付金算定対象外経費
		一般財源	地方債	交付金	その他	
円	円	円	円	円	円	円
交付金算定対象事業費の内訳		設計費：円 整備費：円 備品購入費：円				
事業実施予定期間		年 月 日 から 年 月 日まで				
担当課・担当者 職・氏名等		(電話番号：)				

※「スポーツ施設を核とした競技力の向上及びスポーツツーリズムの推進等に関する計画書」を添付すること。

新

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県スポーツ推進交付金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第8条の規定により、高知県スポーツ推進交付金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 交付金事業
（1）事業名

（2）完了予定年月日

2 交付金交付申請額

(1)	高知県スポーツ推進交付金事業費	円
(2)	(1)の交付金事業費への過疎対策事業債等充当額	円
(3)	(2)の交付税措置	円
(4)	(1)の交付金事業費への国交付金等充当額	円
(5)	計 ((1) - (3) - (4)) × 1 / 2	円

旧

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

高知県スポーツ推進交付金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第7条の規定により、高知県スポーツ推進交付金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 交付金事業
（1）事業名

（2）完了予定年月日

2 交付金交付申請額

(1)	高知県スポーツ推進交付金事業費	円
(2)	(1)の交付金事業費への過疎対策事業債等充当額	円
(3)	(2)の交付税措置	円
(4)	(1)の交付金事業費への国交付金等充当額	円
(5)	計 ((1) - (3) - (4)) × 1 / 2	円

新

3 交付金事業の収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
一 般 財 源		
地 方 債		地方債の種類 ()
交 付 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分		予 算 額	備 考
交付対象事業			
計			

旧

3 交付金事業の収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
一 般 財 源		
地 方 債		地方債の種類 ()
交 付 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分		予 算 額	備 考
交付対象事業			
計			

新

4 審査会から付された意見への対応

交付金事業名			
審査日	年 月 日	総事業費 (交付金算定対象経費)	
審査会から 付された意見 ※採択通知書 の審査会の意 見を転記して ください。			
意見への対応	※審査会から付された意見に対して、どのように取り組んでいくのかを記入してください。		

(注) 審査会から付された意見がない場合は記入不要です。

旧

4 添付資料

- (1) 別紙「高知県スポーツ推進交付金事業実施計画書」
- (2) その他、知事が必要と認めるもの

第4号様式（第10条関係）

第 _____ 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県スポーツ推進交付金交付金事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付金の交付（変更）決定を受けました下記事業に係る遅延等について、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第10条第1項第1号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 遅延等の内容及び原因

3 遅延等に対する措置

4 事業の遂行及び完了の予定

新

第 5 号様式（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

交付金事業廃止（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました高知県スポーツ推進交付金を廃止（中止）したいので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 10 条第 1 項第 2 号の規定により、申請します。

記

1 事業廃止（中止）の理由

旧

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

交付金事業廃止（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました高知県スポーツ推進交付金を廃止（中止）したいので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、申請します。

記

1 事業廃止（中止）の理由

第 6 号様式（第 11 条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

市町村長

高知県スポーツ推進交付金事業変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知がありました高知県スポーツ推進交付金について、下記のとおり変更したいので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 11 条の規定により、変更交付申請書を提出します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更申請額

	内容	既交付決定額	変更後申請額	差引き増減額
(1)	高知県スポーツ推進交付金事業費	円	円	円
(2)	(1) の交付金事業費への過疎対策事業債等充当額	円	円	円
(3)	(2) の交付税措置	円	円	円
(4)	(1) の交付金事業費への国交付金等充当額	円	円	円
(5)	計 ((1) - (3) - (4)) × 1 / 2	円	円	円

第 5 号様式（第 10 条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

市町村長

印

高知県スポーツ推進交付金事業変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で決定通知がありました高知県スポーツ推進交付金について、下記のとおり変更したいので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 10 条の規定により、変更交付申請書を提出します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

新

4 交付金事業の収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
一 般 財 源		
地 方 債		地方債の種類 ()
交 付 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分		予 算 額	備 考
交付対象事業			
計			

5 添付書類

- (1) 変更設計書等算定根拠となる資料
 (2) その他、知事が必要と認めるもの

旧

3 交付金事業の収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
一 般 財 源		
地 方 債		地方債の種類 ()
交 付 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分		予 算 額	備 考
交付対象事業			
計			

4 添付書類

- (1) 別紙「高知県スポーツ推進交付金事業実施計画変更書」
 (2) その他、知事が必要と認めるもの

新

旧

別紙

高知県スポーツ推進交付金事業実施計画変更書

市町村名						
事業名						
変更理由						
変更内容						
予算議決時期		年 月 (予定)				
総事業費	交付金算定対象事業費	財 源 内 訳				交付金算定対象外経費
		一般財源	地方債	交付金	その他	
円	円	円	円	円	円	円
交付金算定対象事業費の内訳		設計費：円 整備費：円 備品購入費：円				
事業実施予定期間		年 月 日 から 年 月 日まで				
担当課・担当者 職・氏名等		(電話番号：)				

※「スポーツ施設を核とした競技力の向上及びスポーツツーリズムの推進等に関する計画書」を添付すること。

第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
申請者 名称
代表者名

年度 高知県スポーツ推進交付金交付金事業繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました高知県スポーツ推進交付金に係る交付金事業は、 年度内にこれを完成させることが困難になりましたので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり交付金算定事業の一部を翌年度に繰り越して事業を実施したく申請します。

記

1 繰越内容

2 繰越理由等 別紙1及び別紙2のとおり

3 事業完了予定年月日 年 月 日

第7号様式別紙1

繰越計算書

(事業名：)

費目	交付率	全 休 事 業			本年度末 予定 出来高	本年度支出予定額			繰 越 額			県交付金
		総事業費	交付金算定対象経費			総事業費	交付金算定対象経費		総事業費	交付金算定対象経費		
			事業費	うち			事業費	うち		事業費	うち	
				〇〇				〇〇			〇〇	
		円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円
合計												
合計												
合計												
合計												
合計												

交付金算定対象経費の「うち 〇〇」欄には、過疎対策事業債、辺地対策事業債、地域活性化事業債、地方創生推進交付金等の財源を記入してください。

第 7 号様式別紙 2

繰越理由書

事業名 ()

事業概要		繰越事業完了予定年月日	繰越理由
全体	繰越		

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県スポーツ推進交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定がありました高知県スポーツ推進交付金に係る下記の事業を実施しましたので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、その実績等を報告します。

記

- 1 交付金事業名
- 2 完了年月日
- 3 交付金の額

(1)	高知県スポーツ推進交付金事業費	円
(2)	(1) の交付金事業費への過疎対策事業債等充当額	円
(3)	(2) の交付税措置	円
(4)	(1) の交付金事業費への国交付金等充当額	円
(5)	計 ((1) - (3) - (4)) × 1 / 2	円

4 添付書類

- ア 工事請負、委託等の契約書等の写し（交付金事業費分に限る。）
 - (ア) 契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページ。）
 - (イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等
- イ 支払関連書類
- ウ 完了検査調書の写し
- エ 工事出来高設計書
- オ 完成写真（必要最小限の枚数で施工前と施工後とを対比することができるもの。）
- カ 平面図
- キ 充当する起債の額が確認できる書類（長期資金借用証書の写し等）
- ク その他、知事が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

高知県スポーツ推進交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定がありました高知県スポーツ推進交付金に係る下記の事業を実施しましたので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 12 条の規定により、その実績等を報告します。

記

- 1 交付金事業名
- 2 完了年月日
- 3 交付金の額

(1)	高知県スポーツ推進交付金事業費	円
(2)	(1) の交付金事業費への過疎対策事業債等充当額	円
(3)	(2) の交付税措置	円
(4)	(1) の交付金事業費への国交付金等充当額	円
(5)	計 ((1) - (3) - (4)) × 1 / 2	円

4 添付書類

- ア 工事請負、委託等の契約書等の写し（交付金事業費分に限る。）
 - (ア) 契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページ。）
 - (イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等
- イ 支払関連書類
- ウ 完了検査調書の写し
- エ 工事出来高設計書
- オ 完成写真（必要最小限の枚数で施工前と施工後とを対比することができるもの。）
- カ 平面図
- キ 充当する起債の額が確認できる書類（長期資金借用証書の写し等）
- ク その他、知事が必要と認めるもの

新

5 交付金事業の収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
一 般 財 源			
地 方 債			地方債の種類 ()
そ の 他			
計			

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分		予 算 額	決 算 額	備 考
交付対象事業				
計				

旧

5 交付金事業の収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
一 般 財 源			
地 方 債			地方債の種類 ()
そ の 他			
計			

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分		予 算 額	決 算 額	備 考
交付対象事業				
計				

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県スポーツ推進交付金年度実績報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定がありました高知県スポーツ推進交付金に係る下記の事業を実施しましたので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、その年度実績等を報告します。

記

- 1 交付金事業名
- 2 完了年月日
- 3 交付金の額

(1)	高知県スポーツ推進交付金事業費	円
(2)	(1) の交付金事業費への過疎対策事業債等充当額	円
(3)	(2) の交付税措置	円
(4)	(1) の交付金事業費への国交付金等充当額	円
(5)	計 ((1) - (3) - (4)) × 1 / 2	円

4 添付書類

- ア 工事請負、委託等の契約書等の写し（交付金事業費分に限る。）
 - (ア) 契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページ。）
 - (イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等
- イ 支払関連書類
- ウ 完了検査調書の写し
- エ 工事出来高設計書
- オ 完成写真（必要最小限の枚数で施工前と施工後とを対比することができるもの。）
- カ 平面図
- キ 充当する起債の額が確認できる書類（長期資金借用証書の写し等）
- ク その他、知事が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

高知県スポーツ推進交付金年度実績報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定がありました高知県スポーツ推進交付金に係る下記の事業を実施しましたので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 12 条の規定により、その年度実績等を報告します。

記

- 1 交付金事業名
- 2 完了年月日
- 3 交付金の額

(1)	高知県スポーツ推進交付金事業費	円
(2)	(1) の交付金事業費への過疎対策事業債等充当額	円
(3)	(2) の交付税措置	円
(4)	(1) の交付金事業費への国交付金等充当額	円
(5)	計 ((1) - (3) - (4)) × 1 / 2	円

4 添付書類

- ア 工事請負、委託等の契約書等の写し（交付金事業費分に限る。）
 - (ア) 契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページ。）
 - (イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等
- イ 支払関連書類
- ウ 完了検査調書の写し
- エ 工事出来高設計書
- オ 完成写真（必要最小限の枚数で施工前と施工後とを対比することができるもの。）
- カ 平面図
- キ 充当する起債の額が確認できる書類（長期資金借用証書の写し等）
- ク その他、知事が必要と認めるもの

新

5 交付金事業の収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
一 般 財 源			
地 方 債			地方債の種類 ()
そ の 他			
計			

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分		予 算 額	決 算 額	備 考
交付対象事業				
計				

旧

5 交付金事業の収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
一 般 財 源			
地 方 債			地方債の種類 ()
そ の 他			
計			

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分		予 算 額	決 算 額	備 考
交付対象事業				
計				

第 年 月 日

第 号

高知県知事 様

市町村長

高知県スポーツ推進交付金支払請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました高知県スポーツ推進交付金について、下記により交付を受けたいので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 15 条の規定により請求します。

記	
1 交付金交付決定額	円
2 既交付額	円
3 今回請求額	円

第 年 月 日

第 号

高知県知事 様

市町村長 印

高知県スポーツ推進交付金支払請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました高知県スポーツ推進交付金について、下記により交付を受けたいので、高知県スポーツ推進交付金交付要綱第 13 条の規定により請求します。

記	
1 交付金交付決定額	円
2 既交付額	円
3 今回請求額	円